

PCBを含有している電気機器が無いか点検を行ってください！

有害物質であるポリ塩化ビフェニル（PCB）は、昭和 30 年代から 40 年代にかけて変圧器やコンデンサなどの受電機器を中心に広く使用されていましたが、カネミ油症事件を契機として昭和 49 年に製造禁止となり、機器を使用していた事業者のもとで長く保管が続けられてきました。その後、平成 18 年より 10kg 以上の変圧器やコンデンサの処理が日本環境安全事業株式会社（JESCO）で始まり、国をはじめ自治体、事業者が協力をして順次処理が行われているところです。

PCB を含む電気機器等（変圧器、コンデンサ、家庭用を除く照明用安定器など）*注を使用または保管しているときは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき届出が必要です。あなたの事業所の電気室、キュービクル、倉庫などを点検してください。PCB 含有の有無は機器メーカーや日本環境安全事業株式会社（JESCO）のホームページでも判別することができます。

PCB を含有していることが判明した場合は、直ちに届出を行うとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に保管、処理する必要があります。PCB を含む電気機器等は通常の産業廃棄物として処分することができず、不法投棄や不適正な方法で処分した場合は厳しく罰せられることがありますのでご注意ください。

詳しくは滋賀県または大津市までお問合せください。

***注** レントゲン装置の部品（高圧コンデンサ）に PCB が含まれていた事例があります。

【ホームページ】

○滋賀県

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/sanpai/pcb.html>

滋賀県ホームページ > 環境・自然 > 廃棄物 > 廃棄物処理業
> 産業廃棄物処理関係 > ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について

○大津市

「事業者の皆様、PCB を含有している電気機器等の廃棄物等を保管していませんか」

<http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1710/g/sampai/1389154518400.html>

大津市ホームページ > 組織から探す > 環境部産業廃棄物対策課 > 業務案内
> 産業廃棄物事業者の皆様、PCB を含有している電気機器等の廃棄物等を
保管していませんか

【問い合わせ先】

○滋賀県

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 廃棄物指導担当グループ

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL：077-528-3474 FAX：077-528-4845

○大津市

大津市環境部産業廃棄物対策課

〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号

TEL：077-528-2062 FAX：077-523-1560